

平成 28 年熊本地震等に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

地震等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

① 熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、失業給付を受給できます。

② 熊本県内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

○ 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

○ 給付制限を受けている方（退職理由が自己都合の方など）は、給付制限の短縮（3ヶ月→1ヶ月）により、給付開始時期が早まります。

○ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

大阪労働局管内ハローワーク一覧表

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
大阪労働局職業安定部 雇用保険課	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル21F	06-4790-6329
ハローワーク大阪東	〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1~3F	06-6942-4771
ハローワーク梅田	〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16F	06-6344-8609
ハローワーク大阪西	〒552-0011 大阪市港区南市岡1-2-34	06-6582-5271
ハローワーク阿倍野	〒545-0004 大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-4399-6007
ハローワーク淀川	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771
ハローワーク布施	〒577-8585 東大阪市長栄寺7-6	06-6782-4221
ハローワーク堺	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1~3F	072-238-8301
ハローワーク岸和田	〒596-0826 岸和田市作才町1264	072-431-5541
ハローワーク池田	〒563-0058 池田市栄本町12-9	072-751-2595
ハローワーク泉大津	〒595-0025 泉大津市旭町22-45 テクス7大阪2F	0725-32-5181
ハローワーク河内柏原	〒582-0003 柏原市堂島町1-22	072-972-0081
ハローワーク枚方	〒573-0031 枚方市岡本町7-1 ビル・イワ枚方店6F	072-841-3363
ハローワーク泉佐野	〒598-0007 泉佐野市上町2-1-20	072-463-0565
ハローワーク茨木	〒567-0885 茨木市東中条町1-12	072-623-2551
ハローワーク河内長野	〒586-0025 河内長野市昭栄町7-2	0721-53-3081
ハローワーク門真	〒571-0045 門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2F	06-6906-6831